

○厚生労働省令第十三号
 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号）の一部の施行に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和元年六月十四日
 厚生労働大臣 根本 匠
 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第四十三條 法第八十二条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による報告の命令は、文書によつて行うものとする。</p> <p>（立入検査のための身分証明書） 第四十四條 法第八十二条第三項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。</p> <p>（権限の委任） 第四十六條 法第三十九条（法第四十八條第二項において準用する場合を含む。）及び第四十條に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村及び第四條の十四に規定する特別地方公共団体（以下この項において「市町村等」という。）の任命権者に係るもの、法第四十二條に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村等の任命権者に係るもの及び法第四十二條の規定に係るものは、都道府県労働局長に委任する。</p> <p>2 法第三十六條の六、第四十四條第一項及び第四項（法第四十五條第三項及び第四十五條の二第七項において準用する場合を含む。）、第四十五條第一項、第四十五條の二第一項、第四十五條の三第一項及び第七項、第四十六條第一項、第五項（法第四十八條第七項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第四十八條第五項に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものは、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>	<p>第四十三條 法第八十二条第一項の規定による報告の命令は、文書によつて行うものとする。</p> <p>（立入検査のための身分証明書） 第四十四條 法第八十二条第二項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。</p> <p>（権限の委任） 第四十六條 法第三十九条（法第四十八條第二項において準用する場合を含む。）及び第四十條に規定する厚生労働大臣の権限のうち、市町村及び第四條の十四に規定する特別地方公共団体の任命権者に係るもの並びに法第四十二條に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。</p> <p>2 法第三十六條の六、第四十四條第一項及び第四項（法第四十五條第三項及び第四十五條の二第七項において準用する場合を含む。）、第四十五條第一項、第四十五條の二第一項、第四十五條の三第一項及び第七項、第四十六條第一項、第五項（法第四十八條第七項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第四十八條第五項に規定する厚生労働大臣の権限並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものは、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p>

<p>3 法第七十四條の三第十六項及び第十七項の厚生労働大臣の権限、同条第十八項の厚生労働大臣の権限のうち在宅就業障害者に係る業務の全部又は一部の停止に係るもの並びに法第八十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第三章第四節に係るものは、在宅就業支援団体の住所地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>4 第二項の規定により都道府県労働局長に委任された権限（法第八十二条第二項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものを除く。）は、管轄公共職業安定所の長に委任する。ただし、法第三十六條の六に規定する権限は、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。</p>	<p>3 法第七十四條の三第十六項及び第十七項の厚生労働大臣の権限、同条第十八項の厚生労働大臣の権限のうち在宅就業障害者に係る業務の全部又は一部の停止に係るもの並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第三章第五節に係るものは、在宅就業支援団体の住所地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>4 第二項の規定により都道府県労働局長に委任された権限（法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第二章の二に係るものを除く。）は、管轄公共職業安定所の長に委任する。ただし、法第三十六條の六に掲げる権限は、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。</p>
--	---

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十四号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の三第八項、第三十四條の四第一項及び第四十九條の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十四日
 厚生労働大臣 根本 匠

児童福祉法施行規則及び民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
 （児童福祉法施行規則の一部改正）
第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一条の三十一 法第六條の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四條の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により養育者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 (略)</p>	<p>第一条の三十一 法第六條の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四條の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p>

二 養育里親として五年以上登録している者であつて、通算して五人以上の委託児童の養育の経験を有するもの

三・四 (略)

② 補助者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の障害により補助者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいづれにも該当しない者でなければならない。

第三十六条の八 (略)

② 指導員の数は、次のとおりとする。

一 入居者の数が六までは、三以上。ただし、その二人を除き、補助員(指導員が行う児童自立生活援助について指導員を補助する者をいう。以下この条及び第三十六條の三十一第一項第七号において同じ。)をもつてこれに代えることができる。

二 (略)

③ 指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の障害により指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいづれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいづれかに該当するものでなければならない。

一 一四 (略)

④ 補助員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の障害により補助員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいづれにも該当しない者でなければならない。

第三十六条の三十一 法第三十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

七 養育者等又は指導員及び補助員の精神の機能の障害の有無

八・九 (略)

② (略)

二 養育里親として五年以上登録している者であつて、通算して五人以上の委託児童の養育の経験を有する者

三・四 (略)

② 補助者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいづれにも該当しない者でなければならない。

第三十六条の八 (略)

② 指導員の数は、次のとおりとする。

一 入居者の数が六までは、三以上。ただし、その二人を除き、補助員(指導員が行う児童自立生活援助について指導員を補助する者をいう。以下この条において同じ。)をもつてこれに代えることができる。

二 (略)

③ 指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいづれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいづれかに該当する者でなければならない。

一 一四 (略)

④ 補助員は、法第三十四条の十九第一項各号に規定する者のいづれにも該当しない者でなければならない。

第三十六条の三十一 法第三十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

(新設)

七・八 (略)

② (略)

第三十六条の四十一 (略)

②・③ (略)

④ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、都道府県知事は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 一三 (略)

四 法第三十四条の二十第一項各号のいづれにも該当しない者であることを証する書類

五 (略)

⑤ (略)

⑥ 第三項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、都道府県知事は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 一三 (略)

四 法第三十四条の二十第一項各号のいづれにも該当しない者であることを証する書類

五 (略)

第三十六条の四十三 養育里親又は養子縁組里親が次の各号のいづれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

(削る)

第三十六条の四十一 (略)

②・③ (略)

④ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、都道府県知事は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 一三 (略)

四 法第三十四条の二十第一項各号(養育里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。)のいづれにも該当しない者であることを証する書類

五 (略)

⑤ (略)

⑥ 第三項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、都道府県知事は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 一三 (略)

四 法第三十四条の二十第一項各号(養子縁組里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。)のいづれにも該当しない者であることを証する書類

五 (略)

第三十六条の四十三 養育里親又は養子縁組里親が次の各号のいづれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 (略)

二 法第三十四条の二十第一項第一号に該当するに至つた場合、その後見人又は保

佐人

<p>二 本人又はその同居人が法第三十四条の二十第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合 本人</p> <p>三 (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>三 本人又はその同居人が法第三十四条の二十第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合 本人</p> <p>四 (略)</p> <p>② (略)</p>
<p>(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第二条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則(平成二十九年厚生労働省令第百二十五号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p>	
<p>改正後</p> <p>(養親希望者による養子縁組のあつせんの申込み等)</p> <p>第十条 法第二十四条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第二十六条第四号の研修(次項第四号及び第十二条において「養親希望者研修」という。)を修了した年月日又は修了する見込みの年月日</p>	<p>改正前</p> <p>(養親希望者による養子縁組のあつせんの申込み等)</p> <p>第十条 法第二十四条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 法第二十六条第五号の研修(次項第四号及び第十二条において「養親希望者研修」という。)を修了した年月日又は修了する見込みの年月日</p>
<p>○厚生労働省令第十五号</p> <p>統計法(平成十九年法律第五十三号)第五十六条の二の規定に基づき、賃金構造基本統計調査規則の一部を改正する省令</p> <p>令和元年六月十四日</p> <p>賃金構造基本統計調査規則(昭和三十九年労働省令第八号)の一部を次の表のように改正する。</p>	
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(調査事項)</p> <p>第五条 調査は、次の各号に掲げる事項について行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調査労働者に関する次に掲げる事項</p> <p>(削る)</p> <p>イ 氏名(略)</p> <p>ロ ヲヨ(略)</p> <p>三 通勤手当(前条第一項第三号に掲げる産業に属し、常用労働者九十九人以下を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者及び同項第七号、第十号、第十一号、第十二号、第十四号若しくは第十六号に掲げる産業又は同項第九号のうち物品賃貸業に属し、常用労働者二十九人以下を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者に限る。タ及びレにおいて同じ。)</p>	<p>(調査事項)</p> <p>第五条 調査は、次の各号に掲げる事項について行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 調査労働者に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名又は労働者の番号</p> <p>ロ ヲヨ(略)</p> <p>タ 通勤手当(前条第一項第三号に掲げる産業に属し、常用労働者九十九人以下を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者及び同項第七号、第十号、第十一号、第十二号、第十四号若しくは第十六号に掲げる産業又は同項第九号のうち物品賃貸業に属し、常用労働者二十九人以下を雇用する調査事業所の調査労働者のうち常用労働者に限る。レ及びリにおいて同じ。)</p>
<p>五 養親希望者が法第二十六条各号のいずれにも該当しない者であること及び養親希望者の同居人がある場合にあつては、当該同居人が同条第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であること</p> <p>六 (略)</p> <p>2 法第二十四条第二項の規定による確認は、申込書のほか、次に掲げる書類により行うものとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 養親希望者が法第二十六条各号のいずれにも該当しない者であること及び養親希望者の同居人がある場合にあつては、当該同居人が同条第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であることを証する書類</p> <p>3 (略)</p>	
<p>附則</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>厚生労働大臣 根本 匠</p>	
<p>(傍線部分は改正部分)</p>	